

2025 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 住信 S B I ネット銀行株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 (CEO) 円 山 法 昭
(コード番号: 7163 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役兼副社長執行役員 横 井 智 一
コーポレート本部長
(TEL. 03-6779-5496)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 30 日に公表した「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2025 年 7 月 30 日付当社プレスリリース」といいます。) においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関する各議案について、本日開催の臨時株主総会 (以下「本臨時株主総会」といいます。) に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式 (以下「当社株式」といいます。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から 2025 年 9 月 24 日まで整理銘柄に指定された後、2025 年 9 月 25 日に上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第一号議案 (株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合 (以下「本株式併合」といいます。) について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の詳細は、2025 年 7 月 30 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
当社株式について、51,552,600 株を 14 株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
150,793,760 株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
150,793,800 株
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
40 株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
160 株

- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- (a) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社NTTドコモ（以下「公開買付者」といいます。）、三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）及びSBIホールディングス株式会社（以下「SBIホールディングス」といい、三井住友信託銀行と総称して、以下「本不応募合意株主」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社株式（以下「本端数相当株式」といいます。）を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。

当該売却について、当社は、本株式併合が、最終的に当社の株主を公開買付者及び三井住友信託銀行のみとすることを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであること、及び当社株式が2025年9月25日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買取人が現れる可能性は低いことに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年9月28日時点の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が当社株式について実施した公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における買付け等の価格と同額である4,900円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

- (b) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
住信SBIネット銀行株式会社（当社）

- (c) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

当社は、本端数相当株式を当社が買い取るために必要な金額を確保するため、公開買付者、当社及び本不応募合意株主の間の、本取引に係る諸条件について定めた契約に基づき、公開買付者のみを割当先とする無議決権株式の発行による第三者割当増資を実施し、公開買付者は当社へ本端数相当株式を当社が買い取るために必要な資金の提供を実施するとのことです。公開買付者は、当該資金を、手元現預金により賄うことを予定しているとのことです。当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された、公開買付者が2025年5月29日付で株式会社みずほ銀行から取得した公開買付者の残高証明書を確認することによって、上記資金提供に係る公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本端数相当株式の売却代金の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後、発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、本端数相当株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

- (d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年10月上旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所に対して、本端数相当株式を、当社が買い取

ることについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。

当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025 年 11 月上旬を目途に当該当社株式を買い取り、その後、当該売却代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2025 年 12 月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する時間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本端数相当株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第二号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

なお、当該変更の内容の詳細は、2025 年 7 月 30 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。また、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2025 年 9 月 29 日に効力が発生する予定です。

- （1） 本株式併合に関する議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は 160 株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）の定めを変更するものであります。
- （2） 本株式併合に関する議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することができなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 7 条（自己の株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- （3） 本株式併合に関する議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 40 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 8 条（単元株式数）及び第 9 条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- （4） 本株式併合に関する議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者、三井住友信託銀行及び S B I ホールディングスのみとなり、その後、S B I ホールディングスが所有する当社株式（本株式併合によって 1 株未満の端数となった部分に相当する株式を除きます。）の自己株式取得の実施によって当社の株主は公開買付者及び三井住友信託銀行のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 12 条（基準日）及び第 16 条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2025 年 8 月 28 日（木）
整理銘柄指定日	2025 年 8 月 28 日（木）
当社株式の最終売買日	2025 年 9 月 24 日（水）（予定）

当社株式の上場廃止日	2025 年 9 月 25 日（木）（予定）
本株式併合の効力発生日	2025 年 9 月 29 日（月）（予定）

以上